

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称	施策I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり
---------	----------------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	畜産課長 原 正三	電話番号	0852-22-5132
----------	-----------	------	--------------

事務事業の名称	家畜伝染病予防事業		
目的	(1) 対象	家畜の飼養者	
	(2) 意図	家畜伝染病の発生を予防するとともに、発生した場合にはまん延を防止することにより、安全な畜産物の供給と畜産の振興を図る。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病の発生を予防し、発生時のまん延を防止するために、県内家畜に対してサーベイランスや病性鑑定を実施する。 ・高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) 及び低病原性鳥インフルエンザ (LPAI) の清浄性を確認し、予防対策を指導するために、養鶏農家に対し、定期検査と巡回指導を実施する。 ・家畜伝染病が発生した場合にそのまん延を防止するために、畜産農家や関係機関団体に対して、防疫体制の維持強化を図る。 		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	県内の高病原性鳥インフルエンザの発生率	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	%
	取組目標値								
	式・定義	高病原性鳥インフルエンザ発生戸数/1,000羽以上家きん飼養農家戸数×100	実績値	0.0	0.0	0.0			
	達成率		-	-	-	-	-	%	
2	指標名		目標値						%
	取組目標値								
	式・定義		実績値						
	達成率		-	-	-	-	-	%	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	47,436	41,821
うち一般財源 (千円)	22,186	21,173

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

近隣諸国ではHPAIが継続発生し、県内死亡野鳥からHPAIウイルスが7例確認されるとともに国内においても1県1農場において本病の発生を認めたが、県内家きん農場への飼養衛生管理指導の徹底及び緊急消毒指導の実施により本県での発生予防を達成することができた。HPAI等予防対策として飼養衛生管理基準の遵守指導と延べ252戸を対象にウイルス分離検査（4,280羽）及びウイルス抗体検査（1,970羽）を実施し、全例清浄性を確認した。

国内で散発する家畜伝染病のモニタリングとして、結核病1,870頭、ヨーネ病8,370頭、牛白血病5,696頭、オーエスキー病293頭、ニューカッスル病300羽等の検査及び飼養管理指導を行った。また家畜伝染病の精密検査として家畜病性鑑定室で、833件、14,296例の病性鑑定を実施し、家畜伝染病の早期診断に努めた。更に、重要な家畜伝染病が発生した場合に備え、地域防疫演習を3回、全国机上演習を2回実施した。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

家畜伝染病のモニタリングとして結核病やオーエスキー病などの清浄性を確認するとともに、県外導入牛の着地検査段階でヨーネ病の患者を1頭摘発したことで、本県の農場内でのまん延防止と清浄化の推進が図られた。

県内養鶏場への定期的なモニタリング検査の実施や飼養衛生管理基準の遵守確認指導・消毒指導の徹底により、平成29年度の高病原性鳥インフルエンザ等重要な家畜伝染病の発生はなかった。

家畜伝染病発生時の現地対策本部となる各農林振興センター、隠岐支庁農林局で実施した防疫演習により、各班・係の構成員の知識及び練度が向上し、有事の際の体制強化が図られた。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

- ①困っている「状況」
近隣諸国では依然として高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の継続発生があり、共に引き続き十分な注意が必要な状況である。また、全国的に発生が認められているヨーネ病、牛白血病および牛ウイルス性下痢・粘膜炎が、本県でも継続発生している。
国内乳用育成牛価格の高騰に伴い、ヨーネ病汚染国であるオーストラリアからの乳用育成牛の導入の動きが開始され、県内へのヨーネ病侵入リスクが高まっている。
- ②困っている状況が発生している「原因」
周辺諸国の畜産農場における高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫のまん延。
ヨーネ病非発生農家では浸潤状況確認検査を、ヨーネ病発生農家でヨーネ病清浄化のための検査を継続しているが、県外から導入した牛でのヨーネ病患者摘発が続発しており、国産牛よりもさらにヨーネ病発症リスクの高いオーストラリア産育成牛の導入により、県内へのヨーネ病侵入リスクが近年に高く高い状況にある。
また、牛白血病や牛ウイルス性下痢・粘膜炎の病原保有牛は、他の健康畜の感染源となるにも関わらず目に見える経済被害が少ないので積極的な清浄化の取組がなされていない。
- ③原因を解消するための「課題」
周辺諸国の高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫のまん延の解消は困難であるので、ウイルスを保有した渡り鳥等の野生生物の農場内への侵入防止対策指導や周辺諸国からの物品及び人によるウイルスの持ち込みを制限しなければならない。
また、ヨーネ病については導入牛の着地検査を積極的に実施し、導入直後の牛を隔離するなど、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る必要があり、特にオーストラリア産育成牛導入によるヨーネ病発生リスクを農場へ改めて周知する必要がある。また、農家における牛白血病や牛ウイルス性下痢・粘膜炎の被害の認知度が低いことが、対策を進める上でのネックとなっている。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

家畜飼養者が遵守すべき飼養衛生管理基準巡回指導の中で、未遵守項目への助言票・指導票の交付により早期改善と確認を行い、ヨーネ病、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防に努める。特にオーストラリア産育成牛を導入する農場についてはヨーネ病発生及びまん延リスクが高いため、5年に1度の法定検査だけでなく、積極的な自主検査の実施を指導する。

牛白血病や牛ウイルス性下痢・粘膜炎の経済的損害等について、広報あるいは飼養衛生管理基準巡回指導の中で継続的に周知し、農家自らによる早期発見と通報及び積極的な自主検査を行う体制を作ること、これらの疾病のまん延防止をはかる。

また、国においては平成31年4月施行に向けた家畜保健衛生所法施行令の改正が進められており、家畜保健衛生所における各種検査の信頼性を確保する精度管理が求められる予定である。したがって、遺伝子検査機器をはじめとした各種検査機器の精度管理に必要な措置を行う必要がある。